

美しい河南町環境条例（解説版）

（目的）

第1条 この条例は、美しい河南町基本条例（平成26年河南町条例第37号）の基本理念にのっとり、公害の防止その他の生活環境の保全に関する施策について必要な事項を定めることにより、町民が快適に過ごすことのできる生活環境の向上に資することを目的とする。

【趣旨】

本条例は、環境及び景観に関して基本的な事項・理念を定めた「美しい河南町基本条例」にのっとり、具体的な政策、取り組み等を定めています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 町民 町内に居住する者、町内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び町内に存する学校に在学する者をいう。
- （2） 事業者等 町内において事業活動を行う企業、団体、学校及びNPO等をいう。
- （3） 空き缶及び吸い殻等 飲食物等を収納していた缶、びん、ペットボトルその他容器、たばこの吸い殻、ガムの噛みかす、ビニール類等の包装紙その他これらに類するものをいう。
- （4） ポイ捨て 空き缶及び吸い殻等を回収容器又は所定の場所以外の場所に捨てることをいう。
- （5） 落書き 建物又は工作物の所有者、管理者又は占有者の意思に反し、当該建物又は工作物に塗料、墨等により周辺的美観を損ねる文字若しくは図形を描くこと又は描かれたものをいう。
- （6） 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所をいう。
- （7） 土地所有者等 町内の土地を所有し、又は管理し、若しくは占有する者をいう。

- (8) 空き地 建物の敷地などに供される土地で、所有者、管理者又は、占有者が現に使用していない土地及びこれに準じる土地をいう。
- (9) 空き家 所有者、管理者又は、占有者が現に使用していない家屋及びこれに準じる家屋をいう。
- (10) 土砂等 土地の埋立等に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外の土砂等及びこれらに類するものをいう。
- (11) 土地の埋立等 土地の埋立、盛土又は切土により土地の地形及び地質を変更することをいう。
- (12) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭その他環境保全に支障を及ぼすことによつて人の健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

【趣旨】

本条例の中で重要な概念を示している用語を定義しています。

従前の条例では公害についての定義がなかったため、公害の内容を明文化する必要があることから条例を改正し、(12)を追加しました。

(町の責務)

第3条 町は、第1条の目的を達成するために、必要な施策を実施する。

2 町は、町民及び事業者等への環境美化意識の啓発に努め、その自主的な清掃活動、啓発活動その他まちの環境美化を推進する活動（以下「環境美化活動」という。）に対し支援を行う。

【趣旨】

本条は、公害の防止その他の生活環境の保全に関する施策に取り組む町の立場と役割についての考え方を明らかにするものです。

(町民の責務)

第4条 町民は、地域における環境美化活動の推進に努めなければならない

い。

- 2 町民は、前条第1項の規定により町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、町民自ら環境美化活動町が実施する施策に協力するよう努めなければならないことを規定するものです。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、その事業活動を行うに当たって、事業所及びその周辺、その他の事業活動を行う地域において環境美化活動の推進に努めなければならない。

- 2 事業者等は、第3条第1項の規定により町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 事業者等は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷を低減するため、自己の負担と責任において必要な措置を講じなければならない。

- 4 事業者等は、公害関係法令及びこの条例の規定に違反していない場合においても、その事業活動に伴い、生活環境に係る紛争が生じたときは、誠意をもって解決に努めなければならない。

- 5 事業者等は、環境の保全に関する取組の状況について地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条では、事業者等の責務について規定しています。

第1項では、事業者等がその事業活動について、事業所及びその周辺、その事業活動を行う地域において、環境美化活動の推進に努めることを規定しています。

第2項では、住民が快適に過ごすことのできる生活環境の向上に資することを目的に町が実施する施策に事業者等は協力に努めることを規定しています。

第3項では、公害が発生しないように対策することや公害について従業員

への教育を行う等の公害防止措置を講ずること、また、万が一公害が発生した場合においても、事業者等の負担と責任においてしっかりと措置を講ずることを規定しています。

第4項では、関係法令に定められている基準を守ることは当然のことながら、基準に違反をしていない場合でも近隣住民の生活環境を保全するため問題解決に努めなければならないことを規定しています。

第5項では、普段から環境の保全に関する取組の状況など近隣住民とのコミュニケーションに努め、良好な関係を築くことに努めることを規定しています。

業者等が行う行為によって生ずる公害の防止や住民の生活環境の保全のため、事業者等の責務について明文化する必要があることから条例を改正し、第3項から第5項までを追加しました。

(美しい河南町推進月間)

第6条 環境保全の意識向上を図り、日常的な実践活動を推進するために、毎年9月を「美しい河南町推進月間」と定め、この月を中心に、町、町民及び事業者等が一体となって、町内の一斉清掃及び環境保全の取り組み等、美しいまちづくりの推進に関する啓発活動を行うものとする。

【趣旨】

本条は、町民及び事業者等に広く環境の保全についての関心と理解を深め、日常的な実践活動を推進するために、毎年9月を「美しい河南町推進月間」と定め、その期間に町、町民及び事業者等が一体となって、クリーンキャンペーン等の町内の一斉清掃及び環境保全の取り組み等、美しいまちづくりの推進に関する啓発活動を行うことを規定するものです。

(地球温暖化防止活動推進員)

第7条 町は、地球温暖化防止に関する必要な施策を実施し、その推進のため、地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を置くことができる。

2 推進員は、町民のうちから町長が委嘱し、町が実施する地球温暖化防止

に関する事業に参加協力し、啓発活動を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、推進員について必要な事項は別に定める。

【趣旨】

本条は、町が地球温暖化防止の推進のために、地球温暖化防止活動推進員の協力を得て、より一層温暖化対策を推進することを定めています。なお、推進員について必要な事項は「地球温暖化防止活動設置運営要綱」で定めています。

(守りたい野生生物の指定)

第8条 町長は、町内に生息し、又は生育する野生生物（農林水産業又は生活環境に係る深刻な被害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある野生生物を除く。）のうち、特に保護する必要があると認めるものを、守りたい野生生物として指定することができる。

2 町長は、前項の指定及び指定の解除をしようとするときは、河南町美しいまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

本条は、町長が守りたい野生生物を指定することを定めています。第2項では、町長がその指定及び指定の解除をしようとするときは、河南町美しいまちづくり審議会の意見を聴かなければならないことを規定しています。

(捕獲等の禁止)

第9条 守りたい野生生物の生きている個体は、捕獲し、採取し、殺傷し、又は損傷してはならない。

2 前項の規定は、他の法令の規定による許可を受けて行う場合については適用しない。

【趣旨】

本条は、第8条で指定された、守りたい野生生物の生きている個体は、他の法令の規定による許可を受けて行う場合を除き、捕獲し、採取し、殺傷し、又は損傷してはならないことを規定するものです。

(緑化の推進)

第10条 町は、公共施設に樹木等の植栽を積極的に行い、環境保全及び景観形成に配慮した緑化の推進に努めなければならない。

2 町民及び事業者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に緑地を確保し、樹木等を植栽する等、環境保全及び景観形成に配慮した緑化の推進に努めなければならない。

3 前2項による樹木等の植栽には、郷土的な樹種を選定するものとする。

【趣旨】

本条は、町、町民及び事業者等が積極的に植樹等の植栽を行い、環境保全及び景観形成に配慮した緑化の推進に努めなければならないことを規定するものです。なお、樹木等の植栽は、さくらやゆりなどの郷土的な樹種を選定するものとします。

(かなん桜プロジェクトの推進)

第11条 町は、かなんの「さくら」を町内外に発信する各種事業の実現に向けた推進方策の検討を行うため、かなん桜プロジェクト推進会議を設置する。

【趣旨】

本条は、町の木である「さくら」を町内外に発信する各種事業の実現に向けた推進方策の検討を行うため、かなん桜プロジェクト推進会議を設置することを規定するものです。

(空き缶及び吸い殻等のポイ捨て禁止)

第12条 何人も、公共の場所において、みだりに空き缶及び吸い殻等のポイ捨てをしてはならない。

【趣旨】

本条は、公共の場所において、空き缶や吸い殻等をみだりにポイ捨てすることを禁止することを規定するものです。ポイ捨てを放置すればまちの美観

が損なわれたり、火災などの思いがけない被害が発生する原因となったりするおそれがあるので、ごみのない美しいまちにするためにも、ポイ捨てを禁止するものです。

(空き缶及び吸い殻等の適正処理)

第13条 何人も、公共の場所において、自ら生じさせた空き缶及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な回収容器に収納しなければならない。

【趣旨】

本条は、公共の場所において、自ら生じさせた空き缶及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な回収容器に収納しなければならないことを規定するものです。

(落書きの禁止)

第14条 何人も、公共の建物及び工作物等に落書きをしてはならない。

【趣旨】

本条では、何人も、公共の建物及び工作物等に落書きをしてはならないことを定めています。なお、悪質な落書きは刑法上、器物損壊罪に該当し、処罰の対象となります。

(飼い犬の管理等)

第15条 飼い犬を所有し、又は管理する者（以下「飼い主」という。）は、飼い犬が人に危害を加えないように、又は清潔の保持を損なわないように適正に管理するとともに、飼い犬を散歩させる際は、ふんを収納する容器を携帯し、飼い犬のふんを持ち帰り、公共の場所に放置してはならない。

【趣旨】

本条は、飼い犬を所有し、又は管理する者は、飼い犬が人に危害を加えないように、又は清潔の保持を損なわないように適正に管理しなければならないことを規定するものです。また、飼い犬を散歩させる際は、ふんを収納する容器を携帯し、飼い犬のふんを持ち帰る等適正な処理をしなければならないことを規定しています。

(空き地等の管理)

第16条 空き地及び空き家の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空き地又は空き家の敷地に繁茂した植木、草木の管理を行い、及び枯草等を除去するとともに、ごみの不法投棄、犯罪、災害、病害虫の発生及び交通への支障等を誘発する状態にならないよう適正に維持管理しなければならない。

【趣旨】

本条は、空き地及び空き家の所有者等が、当該空き地又は空き家を適正に維持管理しなければならないことを規定するものです。適正に維持管理するとは、空き地又は空き家がごみの不法投棄、犯罪、災害、病害虫の発生及び交通への支障等を誘発する状態にならないように、所有者等が雑草等の抜き取り、又は刈り取り等を行うことを指します。

(土壌検査等の報告)

第17条 土砂等を搬入し土地の埋立等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、埋立区域の土壌についての検査及び当該埋立区域外への排水の水質検査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 埋立区域の面積が、1,000㎡未満のもの
- (2) 国又は地方公共団体が行うもの
- (3) 都市計画法（昭和43法律第100号）第29条の規定に基づく許可を要するもの

【趣旨】

本町では、一定の要件を満たす埋立等行為に対して、土壌検査等を義務付けることを条例化することにより、安全安心なまちづくりを行います。

(立入調査)

第18条 町長は、この条例の施行に必要な範囲内において、職員に、必要

と認められる場所に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、町長が必要と認める場所に職員を立ち入らせ、必要な調査を行わせることができることを規定するものです。またその場合、職員は身分を示す証明書を提示する旨をうたっています。ただし、この立ち入りは警察の捜査などとは違うことを明記しています。

(勧告)

第19条 町長は、第12条及び第14条から第17条までの規定に違反したと認められる者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

【趣旨】

本条は、第12条及び第14条から第17条までの規定に違反した者に対し、原状回復などの必要な措置を執るべきことを勧告できることを規定するものです。

(措置命令)

第20条 町長は、前条の勧告に従わない者に対し、周辺の生活環境が著しく損なわれ、若しくは損なわれるおそれがあると認めるときは、期限を定めて必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、勧告に従わない者に対し、生活環境を悪化させ、又は悪化させるおそれがあると認めるときは、期間を定めて、必要な措置をとるよう改善命令することができることを規定するものです。

(事実の公表)

第 2 1 条 町長は、前条の規定により、措置命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により事実の公表を行うときは、あらかじめ、当該事実を公表される者に対して弁明の機会を与えなければならない。

【趣旨】

本条は、前条の措置命令に従わない場合、命令を受けた者の氏名、住所、命令の内容等を公表することを規定するものです。公表の方法としては、掲示場への掲示やホームページ等への掲載を予定しています。なお、事実の公表を行う場合は、当該人に弁明の機会を与えることを定めています。

(代執行)

第 2 2 条 町長は、第 1 6 条に規定する空き地の管理について、前条の措置命令を受けた所有者等が当該命令に従わないときは、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）の規定により、自ら当該命令を受けた者がなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該命令を受けた者から徴収することができる。

【趣旨】

本条は、所有者等に対し命令を行ったにもかかわらず、空き地の所有者等が命令に従わない場合において、他の手段では命令の履行を確保することが困難であり、かつ、命令の不履行を放置することが著しく公益に反すると町長が認めるときは、行政代執行法の定めるところにより、町長が所有者等のなすべき行為をなし、または第三者にさせ、その費用を当該所有者等から徴収することができることを規定するものです。

(委任)

第 2 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、この条文以外に別途必要な事項は、規則に委ねることを規定する

ものです。

(協力依頼)

第24条 町長は、必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な協力を依頼することができる。

【趣旨】

犯罪の危険性がある場合は警察に、火災の危険性がある場合は消防等の関係機関に協力してもらう必要があります。そのため、本条では、こうした犯罪・火災その他必要であると判断されることがあった場合は、関係機関に必要な協力を依頼することができることを規定しています。

(過料)

第25条 第12条、第14条及び第15条の規定について、第20条の措置命令を受けた者が当該命令に従わないときは、2万円以下の過料に処する。

【趣旨】

本条は、第20条の措置命令を受けた者が当該命令に従わないときに2万円以下の過料を課すよう規定するものです。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。